

**雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施
等による特定求職者の就職の支援に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
(諮問)**

厚生労働省発職 1130 第 3 号

令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一・二 (略)

三 トライアル雇用助成金制度の改正

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金については、公共職業安定所等の紹介の日に
おいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者であつて、就労経験のない職業に就くことを
希望しているものに対して支給すること。

四 雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業の改正

令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に委託して実施する事業について、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業とする期間を令和五年三月三十一日までとするとともに、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校を当該事業の委託先に加えるこ

と。

第二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係

一 (略)

二 職業訓練受講給付金の支給に係る特例の新設

1 施行日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）に認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）に係る給付金支給単位期間の初日（特例期間に複数の給付金支給単位期間がある場合には、最初の給付金支給単位期間の初日をいう。）がある場合、当該給付金支給単位期間から訓練終了日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者並びに当該特定求職者と同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入の額を合算した額は四十万円以下であることとする。

2 特例期間に認定職業訓練等の受講日がある場合、当該受講日が属する給付金支給単位期間から訓練終了日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当の支給基準について、当該認定職業訓練等を受講した日数又は時間数の当該認定職業訓練等の実施日数又は当該認定職業訓練等を行う

者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上であることとする。ただし、当該受講日が属する給付金支給単位期間が施行日を含む場合であつて、当該給付金支給単位期間において施行日より前に、やむを得ない理由以外の理由により当該認定職業訓練等を受講しなかった日数又は時間数がある場合には、当該給付金支給単位期間については、職業訓練受講手当の支給は行わないこととする。

3 特例期間に特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合の職業訓練受講手当の額について、十万円（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部を受講しなかった日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一未満に相当する部分を受講しなかった日に限る。）がある場合、当該認定職業訓練等を受講しなかった日数に当該一部を受講しなかった日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）。以下この二に

において同じ。)の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とすること。

4 特例期間に特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった時間数がある場合の職業訓練受講手当の支給額について、十万円(給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額)から、当該時間数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とすること。

5 特例期間に3に規定する実施日がある場合の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十二条第二項に規定する通所手当の額について、特定求職者の区分に応じて定める額(給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を特定求職者の区分に応じて定める額に乗じて得た額)から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とすること。

6 特例期間に3に規定する実施日がある場合の規則第十二条第六項に規定する通所手当の額について、特定求職者の区分に応じて定める額（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を特定求職者の区分に応じて定める額に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が通所により受講すべき日として定める日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とすること。

7 特例期間に、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講する者に係る3に規定する実施日がある場合の寄宿手当の額について、一万七百元（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を一万七百元に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とする。

8 特例期間に、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等を受講する者に係る3に規定す

る実施日がある場合の寄宿手当の額について、一万七百元（給付金支給単位期間における日数が二十
八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を一万七百元
に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日
数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が寄宿すべき日として定める日数
に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とすること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。（以下略）
- 二 （略）
- 三 この省令の施行に関し、その他必要な経過措置を定めること。
- 四 （略）